

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和7年3月19日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和7年3月19日（水）午前8時45分～ 本庁舎2階災害対策室2・3

2 出席者

危機管理課 松田課長、中村係長、小山主事

3 件名

白井市地域防災計画（令和6年度修正）の策定について

4 会議結果

- ☐ 案のとおり決定する。
- ☐ 一部修正の上、決定する。
- ☐ 継続して検討する。
- ☐ 案を否決する。
- ☒ 報告を了承する。

5 会議内容

・災害はいつ起こるか分からないため、計画を策定して終わりではなく、これに基づいて災害対策を行えるよう、職員が各自の役割を認識して行動できるように備えておくこと。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

報告書(行政経営戦略会議)

部課名 総務部危機管理課

件名	白井市地域防災計画(令和6年度修正)の策定について							
内容	白井市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、市長を会長として、防災関係機関からの代表者で構成する防災会議において作成及び修正を行う計画である。 令和7年2月6日に開催した白井市防災会議において、本計画の修正案が承認されたことから報告するものである。 【主な修正内容】 1 職員配備基準及び活動体制の修正 令和5年度に行った職員配備基準・活動体制及び令和6年度の市の組織改編に係る修正を行った。 2 国・県計画の修正内容の反映 能登半島地震を踏まえ、本年度に国の防災基本計画及び県地域防災計画が修正されたため、未反映であった県地域防災計画(令和5年度修正)の内容と併せて修正内容の反映を行った。 3 その他の修正 県計画と対照しやすくなるよう、記載順や内容等の修正を行った。							
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	(令和6年) 4月～7月 課内審議(計10回) 8月 各課意見照会 9課から計47件の意見を反映 11月 地域防災計画等庁内推進委員会 素案について承認 12月 パブリックコメント 意見無し (令和7年) 2月 防災会議 一部修正の上、全員賛成により承認 (修正内容:事前の意見照会及び防災会議での委員からの意見に基づき誤記等について修正)							
今後のスケジュール	(令和7年) 3月 本計画の修正について県知事へ報告 ホームページへの掲載及び行政運営報告 4月 各センター、図書館等へ計画書配架							
	項目	有無	方法(時期)		項目	有無	方法(時期)	
	条例規則	無			報道発表	無		
	議会説明	有	行政運営報告(R7.3)		広報・HP等	有	HP(R7.3)	
	市民参加	無						
	報告書公表	■ 公開 □ 非公開 □ 部分非 □ 時限非 (まで)						
参考情報	案件提出事由	カ 各部が庁内全体で情報共有したい事項						
	関係法令等	災害対策基本法、白井市防災会議条例						
	関係課	全課						
	事業費	572 千円 (うち特定財源 0 千円)						
	カテゴリー	年代	全ての年代	場所	市内全域	目的	地域・安心	手段

令和 6 年度白井市地域防災計画の修正に係る基本方針

1 修正の目的

地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）に基づき、市町村に作成する責務があり、作成後は、市防災会議において毎年検討を加え、必要と認めるときには、修正しなければならないため、見直しを行うもの。

2 修正の基本的な考え方

- （1）地域防災計画の見直しは、毎年行うこと。
- （2）上位計画の見直しがあった場合は、整合を図ること。
- （3）最新の情報を収集し、実効性のある計画に整えていくこと。
- （4）修正点が多岐にわたるときには、優先順位を決めて進めること。

3 前回見直し（令和 4 年度）以降の動き

（1）上位計画の修正等

〔令和 5 年度の修正〕

●国防災基本計画：令和 5 年 5 月に修正（同年 5 月 3 1 日県通知）

〈主な修正内容〉

- ・最近の施策の進展等を踏まえた修正
- ・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る基本計画の変更を踏まえた修正
- ・令和 4 年に発生した災害を踏まえた修正

●千葉県地域防災計画：令和 5 年 7 月修正（同年 7 月 1 4 日県通知）

〈主な修正内容〉

- ・防災基本計画修正を踏まえた修正
- ・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策を踏まえた修正
- ・その他

〔令和 6 年度の修正等〕

●国防災基本計画：令和 6 年 6 月修正（同年 7 月 2 日県通知）

〈主な修正内容〉

- ・最近の施策の進展等を踏まえた修正
- ・関連法令の改正を踏まえた修正
- ・能登半島地震を踏まえた修正

●千葉県地域防災計画：令和 7 年 2 月修正（同年 2 月 1 9 日県通知）

〈主な修正内容〉

- ・最近の施策の進展等や関連する法令の改正を踏まえた修正
- ・令和 6 年能登半島地震を踏まえた修正

〔その他〕

●千葉県地域防災計画における被害想定との差異

- ・千葉県の地震被害想定は、平成 26 年度から 27 年度にかけて実施されたアセスメント調査（平成 26・27 年度千葉県地震被害想定調査）に基づき、平成 29 年 8 月に千葉県地域防災計画に位置づけられている。
- ・本市の地震被害想定は、令和 2 年度に実施した防災アセスメント調査において、千葉県の平成 26・27 年度千葉県地震被害想定調査や国の中央防災会議（2013）の結果等を踏まえ、国の中央防災会議において検討された南関東地震における直下のどこにでも起こりうる最大規模の地震を、白井市に最も影響を及ぼすことが危惧される地震及び被害想定として市の直下に設定したもの。
- ・県計画との差異については、市の被害想定が県の想定を若干上回っている状況であり、千葉県もその差異は承認している。

（２） 市の状況の変化

- ・令和 5 年 4 月から大規模災害及びその他緊急事態の発生時に、迅速・的確な意思決定と関係機関との密接な連携・協力関係を確保しつつ、市役所内外の総力を挙げて緊急事態へ対応するため、危機管理監を登用し、危機管理体制の強化を図った。
- ・危機管理体制を実効性のあるものに強化するため地域防災計画の修正に先立ち、令和 5 年 8 月に、災害時の職員配備基準及び災害対策本部編成の見直しを行い運用している。
- ・令和 6 年度に組織改編があり、課の新設等があった。

４ 令和 6 年度の見直しについて

- （１）地域防災計画の修正に先立ち昨年度見直しした災害時の職員配備基準及び災害対策本部編成と整合を図る。
- （２）上記（１）及び能登半島地震を踏まえた国・県計画等の最新の情報に基づく実効性ある計画に整えていく。
- （３）市計画に反映できていない令和 5 年度修正の県計画との整合を図る。
- （４）県の想定地震及び被害想定との差異については、市計画の被害想定が県の想定を上回っている状況であるが、これを見直す場合、市で改めてアセスメントを実施することも含め修正が大規模になる。

現状では、市の被害想定が県の想定を上回っているため、備えとしては十分な対応となることから、本年度の修正については、市の災害活動体制等の実効性を高める部分の修正を優先し、被害想定については千葉県が令和８年度にアセスメント調査を実施する予定であることから、その結果を待って見直しを行うこととする。

(５) 組織改編の内容を反映させる。

５ スケジュール

	市	国・県
４月 ～ ７月	・ 危機管理課内審議 (第１回～第１０回)	・ 国防災基本計画の修正（６月）
８月	・ 庁内推進委員会を通じた各課照会 ・ 防災会議準備（委員構成の検討・承諾等）	
９月	・ 県計画の修正案を踏まえた市計画 修正案の検討	・ 県計画修正に関する市町村への 意見照会
１０月 ～ １１月	↓ ・ 素案作成 ・ 地域防災計画等庁内推進委員会の 開催	・ 県計画修正に関するパブリッ ク・コメント
１２月	・ 市計画修正に関するパブリッ ク・コメント	
１月	・ 防災会議準備（資料送付等）	
２月	・ 防災会議（委嘱状交付・６年度修 正の決定）	・ 県防災会議で修正案の決定 ・ 県計画修正の市町村への通知
３月	・ 千葉県（危機管理政策課政策室） への報告 ・ 行政経営戦略会議への報告 ・ 市議会へ行政運営報告	

【参考条文】

● 災害対策基本法（抜粋）

(市町村の責務)

第５条 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市

町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

(市町村地域防災計画)

第 4 2 条 市町村防災会議(市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。)は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

白井市地域防災計画（令和6年度修正）の概要

白井市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、白井市防災会議が定める計画で、市民の生命、身体及び財産を白井市の地域に係る災害から保護することを目的とし、災害予防、災害応急対策、災害復旧対策等の一連の防災活動について定めたものです。

今回の修正に当たり、令和6年7月に「令和6年度白井市地域防災計画修正に係る基本方針」を定め、この方針に基づき、白井市地域防災計画の修正を行いました。

1 主な修正内容

（1）職員配備基準及び災害応急活動体制の修正

令和5年8月に見直しを行った市の職員配備基準及び災害応急活動体制及び令和6年度の市の組織改編（未来創造戦略室、人事課の新設等）に伴い修正するもの。

（2）国・県計画の修正内容の反映

能登半島地震を踏まえ、令和6年6月の国の防災基本計画修正及び令和7年2月の千葉県地域防災計画修正に伴い、未反映であった県地域防災計画（令和5年度修正）の内容と併せて修正内容の反映を行うもの。

（3）その他の修正

県と市の地域防災計画を対照し確認出来るよう、記載順の変更及び節名称・記載内容等の修正を行うもの。

2 市計画と県計画の想定地震及び被害想定との差異について

現在、市計画と県計画で想定地震及び想定被害が以下のとおり異なっている状況です。

	想定地震	被害想定
千葉県 （平成26・ 27年度 千葉県地震被 害想定調査報 告書）	北西部直下地震 マグニチュード7.3 震源の深さ50km 千葉県北西部の千葉市、習志野市、船橋市、市川市などを中心に震度6強の地域が広がり、震度6弱以上の地域は県土の約40%、震度7の地域はない。 （白井市全域震度6弱、一部震度6強）	死者：約10人 重傷者：約30人 軽傷者：約230人 避難者（1日後）：約2,000人 避難者（1週間後）：約7,900人 全壊・焼失・半壊棟数計：約2,020棟
白井市 （令和2年度 白井市防災ア セスメント調 査）	白井市直下地震 マグニチュード7.1 震源の深さ5km 市の平均震度は6.0で、市全域で6弱～6強になると予測される	死者：32人 重傷者：39人 負傷者：276人 避難者（1日後）：2,011人 避難者（1週間後）：10,177人 全半壊棟数：2,139棟

現状、市計画が県計画の被害想定を概ね上回っている状況であり、市の災害への備えとして十分な対応となることから、市の災害活動体制に関わる部分の修正を優先し、被害想定については、今後の千葉県の防災アセスメント調査の実施を待ち、その結果に合わせて見直しを行うこととします。

白井市地域防災計画（令和6年度修正） 修正内容一覧

区分欄説明	
(市)	白井市の理由による
(県整合)	千葉県地域防災計画（令和5年度修正）の内容と整合を図る
(県R6修正)	千葉県地域防災計画（令和6年度修正）に伴う修正【】内は県計画の修正理由
★	「震災編第〇節〇〇に準ずる」と記載がある節について、震災編該当箇所に応じて修正する

※字句修正等の軽微な修正は記載無し

修正内容		修正案		修正内容	
編	章	節	節	区分	内容
第1編 総則		1. 計画作成の趣旨	1. 計画作成の趣旨	(市)	「4. 計画の周知と更新」は同編第2節と内容が重複していたため削除
			2. 防災の基本方針	(県整合)	節名称を修正
				(県R6修正)	●「1.（3）」能登半島地震を踏まえた防災分野における女性参画の拡大について文章追加 【能登半島地震の対応を踏まえた修正】
			3. 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	(県R6修正)	●新たに指定地方公共機関となった機関の追加及び機関名の変更に伴う修正 【指定に伴う】
				(市)	新たに協定を締結した機関の追加
				(市)	●白井市の処理すべき事務または業務の大綱の内容追加（19.20）
			4. 防災面から見た白井市の概要	(県整合)	県計画と整合を図るため、各機関の処理すべき事務等を修正
					修正無し
			1. 地震対策の基本的視点		修正無し
			2. 想定地震とその被害	(市)	●震源に関する表現の修正（震源断層→震源域）
	1. 総則	3. 減災目標	3. 減災目標	(市)	語句の修正のみ
			1. 震災に強いまちづくり	(市)	富士公園完成に伴い、富士公園整備を新たに整備する旨の記載を削除
			2. 市の災害活動体制の整備	(県整合)	節名称を修正
				(市)	●新型コロナウイルス感染症が5類感染症になったことに伴い、市の主な防災活動拠点より「新型コロナウイルス対策用避難所」を削除
				(市)	●「7. 支援体制の促進」について、内容の関連性より（現行）震災編第3章第4節より移行
				(市)	●「8. 地区防災計画の普及」について、内容の関連性より（現行）震災編第2章第14節より移行
			3. 情報体制の整備	(県整合)	節名称を修正
			4. 救助・救急・医療体制の整備	(市)	●市医療班（健康課・保険年金課）における災害医療体制に合わせ「1. 医療救護体制の整備」の内容を修正
			5. 火災の予防	(県整合)	節名称を修正
			6. 要配慮者の安全確保	(県整合)	●建築物等の出火防止策として、「1.（1）カ」に感震ブレーカーについての記載を追加
		7. 緊急輸送体制の整備	7. 緊急輸送体制の整備	(市)	語句の修正のみ
				(市)	（現行）「2. 物資集積拠点の整備」と（現行）「3. 輸送体制の整備」を1項目に統合し、「2. 輸送体制の整備」とした
				(県R6修正)	●「3. 緊急通行車両」について、災害発生前に緊急通行車両確認標章等が事前交付となったことに伴い内容を修正【制度改正のため】

現行編	修正案		修正内容	
	章	節	区分	内容
第2編 震災編	2. 震災予防計画	8. 避難収容体制の整備	(呉R6修正)	●「5. (2) カ」避難所のレイアウト図の作成や、要配慮者のためのスペース確保に関する記載追加【防災基本計画修正のため】 内容の見直しに伴い、「1. 飲料水の確保」の項目名を修正 「1. 飲料水の確保」について、内容を見直し、他ページと重複する部分や不要と思われる部分の削除及び「2. 非常用水源の保全・確保計画」へ移行 ●「3. 民間の井戸の活用」について、令和7年度より取り組み予定としているため追加 修正無し ●防災訓練等に消防団と連携して取り組む旨の文章を追加 ●「1. 防災訓練の充実」の項目及び文章を追加し、節名称も合わせて修正 ●「2. 防災訓練の種別」について、実態に即した内容に修正 第1編総則第3節において市民の事務として防災対策としての記載があり、内容が重複していたため削除 節名称について、第1編総則の第3節内の記載に合わせるため修正 節名称を修正 節名称を修正 ●「1. 帰宅困難者等」の項目を追加し、本文及び「(1)」を県計画から引用 白井市防災アセスメント調査の結果に基づき、「1. (2)」の記載を追加 災害復旧・復興については第4章に記載しており、本章の趣旨とは違うため削除 ●市の危機管理体制をより実効的なものにするため、本計画の修正に先立ち、令和5年8月に職員記備基準及び災害応急活動体制の修正を行っていることから、計画へ反映させるもの 内容を明確にするため節名称を修正 職員記備基準（震災）修正に伴う配備種別名称や記載内容の修正 ●市の危機管理体制をより実効的なものにするため、本計画の修正に先立ち、令和5年8月に職員記備基準及び災害応急活動体制の修正を行っていることから、計画へ反映させるもの ●市の組織改編（課の新設等）に伴う各部・班構成の変更 災対対策本部体制の見直しに伴う担当部署の修正 災害救助法適用基準を現行（令和6年5月修正）の内容に修正 災対対策本部体制の見直しに伴う担当部署の修正 「3.地震に関する情報」の内容を修正 「3.地震に関する情報」の内容を修正 【地震情報が再整備されたため、気象庁ホームページの記載に合わせた】 節名称の修正 より詳細・正確なものにするため、「1. 国」「5. 消防広域」「6. 医療提供者」の項目を追加し、また、「10. 自衛隊に対する要請」等の内容を修正 自主防災活動については、予防編第13節等に記載しており、重複している内容が大半であったため、重複していないもので必要な内容については該当する節へ移行し、節としては削除 ●「1. 救助・救急活動」について、印西地区消防組合と調整し、「(1) 初期の救助・救急活動」等の記載内容を修正 市医療班（健康課・保険年金課）における災害医療体制に合わせ「2. 医療活動」の内容を修正
		9. 給水体制の整備	(市)	
		10. 備蓄体制の整備	(市)	
		11. 防災意識の向上と知識の普及	(県整合)	
		12. 防災訓練の実施	(県整合)	
		13. 住民の防災対策	(市)	
		14. 自主防災活動の推進	(市)	
		15. ボランティアの環境整備	(県整合)	
		16. 帰宅困難者対策	(県整合)	
		17. 災害復旧・復興への備え	(市)	
		(参考) 白井市役所の地震時の配備基準	(市)	
		1. 市の活動体制の確立	(市)	
		2. 災害救助法の適用	(市)	
		3. 情報収集・伝達	(市)	
		4. 応援要請	(市)	
		5. 自主防災活動	(市)	
		6. 救助・救急・医療活動	(その他)	

現行		修正案		修正内容	
編	章	節	節	区分	内容
3. 震災応急対策計画		7. 消防活動	6. 消防活動	(その他)	印西地区消防組合と調整し、記載内容を修正
		8. 危険物等施設の対策	7. 危険物等施設の対策	(市)	項目の記載順を変更（現行：事業者→消防→市）
		9. 要配慮者対策	8. 要配慮者対策	(市)	被災した要配慮者の支援として、県及び関係機関と協力した健康状態等の把握・共有を追加
		10. 緊急輸送活動	9. 交通対策・緊急輸送	(県整合)	節名称及び項目名を修正
		11. 障害物等の除去	10. 障害物等の除去	(市)	災害対策本部体制の見直しに伴う、担当部署の修正
		12. 避難収容活動	11. 避難収容活動	(県 R 6 修正)	記載内容を精査し、記載場所の変更及び内容の重複や不要と思われる文章の削除
		13. 給水活動	12. 給水活動	(市)	住宅関係の障害物の除去及び環境汚染の防止対策について項目・文章を追加
		14. 食料・生活必需品対策	13. 食料・生活必需品対策	(市)	災害対策本部体制の見直しに伴う担当部署の修正
		15. 保険衛生活動	14. 保険衛生活動	(県整合)	●避難所の運営について、在宅避難者・車中泊避難者に関する支援や、家庭動物の受入れについてなどを記載【防災基本計画修正のため】
		16. 死体の捜索・処置等	15. 行方不明者の捜索・遺体の処理等	(市)	新型コロナウイルス感染症が第 5 類感染症に移行したことに伴い、「5. 新型コロナウイルス等感染症対策」を削除
		17. 廃棄物処理対策	16. 廃棄物処理対策	(市)	災害対策本部体制の見直しに伴う担当部署の修正
		18. ライフライン対策	17. ライフライン対策	(市)	「1. 保健衛生対策」「3. 防疫対策」「4. 家庭動物対策」について記載内容を修正
		19. 公共土木施設対策	18. 建物・宅地対策	(市)	関連性を鑑み、飲料水の安全確保についての記載を（修正案）第12節給水活動に移殖
		20. 建築物・応急住宅対策	19. 文教等の応急対策	(県整合)	項目を修正
		21. 文教対策	20. ボランティアの活動対策	(市)	●表現を修正（死体→行方不明者、遺体）
		22. ボランティアの活動対策	21. 帰宅困難者等対策	(県整合)	表現を修正（粗大ごみ→片付けごみ）
		23. 帰宅困難者等対策	22. 社会秩序の維持等に関する対策	(市)	関連性を考慮し、（現行）19節のうち、「7. 道路及び橋梁等」及び「8. 河川及び急傾斜地崩壊防止施設」を移行
		24. 社会秩序の維持等に関する対策	22. 災害警備・防犯対策	(市)	県計画との整合を図るため、「1. 上水道」「3. 電力施設」「4. ガス施設」「5. 通信施設」及び「6. 郵政事業」の内容を修正
				(市)	（修正案）第17節ライフライン対策へ内容を移殖し、節を削除
				(県整合)	「1. 被災住宅の応急処置」及び「2. 応急仮設住宅」について県計画より引用
				(市)	内容に合わせて節名称を修正
				(市)	（現行）第15節保健衛生活動にあった「3.（3）集団給食施設への指導」について、内容の関連性を考慮し移行
				(県整合)	「1. ボランティアセンターの設置」及び「2. ボランティアの活動分野」等について、項目の追加及び記載内容の修正
				(県整合)	帰宅困難者等の混乱防止や情報提供など、「1. 一斉帰宅抑制の呼びかけ」～「7. 帰宅困難者（特別搬送者）の搬送」の項目を追加・修正し、内容についても県計画より引用
		(市)	担当部署及び関係部・機関の修正		
		(市)	記載内容を見直し、市町村としての所掌事務となるよう、物価の安定等の内容を削除し、防犯対策等の内容のみに修正		

現行			修正案		修正内容	
編	章	節	節	区分	内容	
		1. 民生安定化のための緊急措置計画	1. <u>市民生活安定化計画</u>	(市)	内容に合わせ節名称を修正	
			2. 生活関連施設等の復旧計画	(県整合)	「6. (2) 対象世帯」についての記載を修正	
		2. 生活関連施設等の復旧計画	3. 財政援助等に関する計画	(県整合)	「1. 上下水道施設」「2. 電気施設」及び「5. 公共土木施設」について修正	
			4. 災害復興	(県整合)	「1. 激甚災害特別財政援助法」の記載を修正	
	4. 震災復旧・復興計画	3. 財政援助等に関する計画	4. 災害復興	(市)	「2. 通常の災害時における財政援助等」及び「3. 災害復旧事業に係る市の財政措置」について、記載の内容・必要性を検討し削除（県計画や他市の計画においても記載無し）	
			1. 計画策定の趣旨	(県整合)	「1. 災害からの復興に関する基本的な考え方」及び「5. 復興対策の研究・検討」の項目・文章を追加	
			2. 活動体制の確立	(市)	配備基準の変更に伴う修正	
			3. 南海トラフ地震関連情報に伴う情報収集・伝達	(市)	配備基準の変更に伴う修正	
	1. 総則	1. 風水害対策の基本的視点	1. 風水害対策の基本的視点		災害対策本部体制の変更に伴う修正	
			2. 風水害危険区域の把握		修正無し	
2. 風水害等予防計画		1. 災害に強いまちづくり	1. 災害に強いまちづくり		修正無し	
			2. 市の災害活動体制の整備	★	震災編の修正に準ずる	
			3. 情報体制の整備	★	震災編の修正に準ずる	
			4. 救助・救急・医療体制の整備	★	震災編の修正に準ずる	
			5. 火災の防止	★	震災編の修正に準ずる	
			6. 水害の予防		修正無し	
			7. 土砂災害の予防		修正無し	
			8. 風害の予防		修正無し	
			9. 雪害の予防		修正無し	
			10. 要配慮者の安全確保	★	震災編の修正に準ずる	
	2. 風水害等予防計画	2. 風水害等予防計画	11. 緊急輸送体制の整備	★	震災編の修正に準ずる	
			12. 避難収容体制の整備	★	震災編の修正に準ずる	
			13. 給水体制の整備	★	震災編の修正に準ずる	
			14. 備蓄体制の整備	★	震災編の修正に準ずる	
			15. 防災意識の向上と知識の普及	★	震災編の修正に準ずる	
			16. 防災訓練の実施	★	震災編の修正に準ずる	
			17. 住民の防災対策	★	震災編の修正に準ずる	
			18. 自主防災活動の推進	★	震災編の修正に準ずる	
			19. ボランティアの環境整備	★	震災編の修正に準ずる	
			20. 帰宅困難者対策	★	震災編の修正に準ずる	
			21. 災害復旧・復興への備え	★	震災編の修正に準ずる	

現行 編	章	節	修正案		修正内容	
			節	内容	区分	内容
第3編 風水害等編		3. 風水害等応 急対策計画	(参考1) 白井市役所の風水害時の配備基準	職員配備基準 (風水害)	(市)	市の危機管理体制をより実効的なものにするため、本計画の修正に先立ち、令和5年8月に職員配備基準及び災害応急活動体制の修正を行っていることから、計画へ反映させるもの
			1. 市の活動体制の確立	1. 災害応急活動体制	(市)	市の危機管理体制をより実効的なものにするため、本計画の修正に先立ち、令和5年8月に職員配備基準及び災害応急活動体制の修正を行っていることから、計画へ反映させるもの
			2. 災害救助法の適用	2. 災害救助法の適用	(市)	災害応急活動体制の他、震災編に準じて修正
			3. 情報収集・伝達	3. 情報収集・伝達	★	震災編の修正に準ずる
			4. 応援要請	4. 広域応援の要請	★	震災編の修正に準ずる
			5. 自主防災活動	(削除)	★	震災編の修正に準ずる
			6. 救助・救急・医療活動	5. 救助・救急・医療活動	★	震災編の修正に準ずる
			7. 消防活動	6. 消防活動	★	震災編の修正に準ずる
			8. 危険物等施設の対策	7. 危険物等施設の対策	★	震災編の修正に準ずる
			9. 水害対策	8. 水害対策	(市)	災害応急体制の修正による、担当部署及び関係部・機関の修正
			10. 要配慮者対策	9. 要配慮者対策	★	震災編の修正に準ずる
			11. 緊急輸送活動	10. 交通対策・緊急輸送	★	震災編の修正に準ずる
			12. 障害物等の除去	11. 障害物等の除去	★	震災編の修正に準ずる
			13. 避難収容活動	12. 避難収容活動	(市)	災害応急体制の修正による、担当部署及び関係部・機関の修正
			14. 給水活動	13. 給水活動	★	震災編の修正に準ずる
			15. 食料・生活必需品対策	14. 食料・生活必需品対策	★	震災編の修正に準ずる
			16. 保険衛生活動	15. 保険衛生活動	★	震災編の修正に準ずる
			17. 死体の捜索・処置等	16. 行方不明者の捜索・遺体の処理等	★	震災編の修正に準ずる
			18. 廃棄物処理対策	17. 廃棄物処理対策	★	震災編の修正に準ずる
			19. ライフライン対策	18. ライフライン対策	(市)	震災編に準じて、(現行) 第20節公共土木施設対策を移植
			20. 公共土木施設対策	(削除)	(市)	震災編に準じて、(修正案) 第18節ライフライン対策に内容を移植し、節を削除
			21. 建築物・応急住宅対策	19. 建物・空地対策	★	震災編の修正に準ずる
			22. 農業施設対策	20. 農業施設対策	(市)	災害対策本部体制修正に伴い、担当部署の修正
			23. 文教対策	21. 文教等の応急対策	★	震災編の修正に準ずる
			24. ボランティアの活動対策	22. ボランティアの活動対策	★	震災編の修正に準ずる
			25. 帰宅困難者等対策	23. 帰宅困難者等対策	★	震災編の修正に準ずる
			26. 社会秩序の維持等に関する対策	24. 災害警備・防犯対策	★	震災編の修正に準ずる
			27. 竜巻等対策	25. 竜巻等対策		修正無し
			28. 火山噴火対策	26. 火山噴火対策		修正無し
4. 風水害等復 旧・復興計画			1. 民生安定化のための緊急措置計画	1. 市民生活安定化計画	★	震災編の修正に準ずる
			2. 生活関連施設等の復旧計画	2. 生活関連施設等の復旧計画	★	震災編の修正に準ずる
			3. 財政援助等に関する計画	3. 財政援助等に関する計画	★	震災編の修正に準ずる
			4. 災害復興	4. 災害復興	★	震災編の修正に準ずる

現行 編	修正案			修正内容	
	章	節	節	区分	内容
第 4 編 大規模 事故編	1. 大規模火災 対策	1. 基本方針	1. 基本方針	(市)	震災編節名称修正に伴う文章修正
		2. 予防計画	2. 予防計画		修正無し
		3. 応急対策計画	3. 応急対策計画	(市)	災害対策本部体制の変更に伴う担当部署の修正
	2. 危険物等災 害対策	1. 基本方針	1. 基本方針		修正無し
		2. 予防計画	2. 予防計画		修正無し
		3. 応急対策計画	3. 応急対策計画	(市)	災害対応体制見直しに伴う担当部署の変更
	3. 航空機事故 災害対策	1. 基本方針	1. 基本方針		修正無し
		2. 予防計画	2. 予防計画	(市)	情報収集・連絡体制の整備先として、印西地区消防組合を追記
		3. 応急対策計画	3. 応急対策計画	(市)	災害応急体制の変更に伴う修正
	4. 鉄道事故災 害対策	1. 基本方針	1. 基本方針		修正無し
		2. 予防計画	2. 予防計画		修正無し
		3. 応急対策計画	3. 応急対策計画	(市)	災害応急体制の変更に伴う修正
	5. 道路事故災 害対策	1. 基本方針	1. 基本方針		修正無し
		2. 予防計画	2. 予防計画		修正無し
		3. 応急対策計画	3. 応急対策計画	(市)	災害応急体制の変更に伴う修正
	6. 放射性物質 事故対策	1. 基本方針	1. 基本方針		修正無し
		2. 放射性物質事故の想定	2. 放射性物質事故の想定		修正無し
		3. 放射性物質事故予防対策	3. 放射性物質事故予防対策	(市)	災害応急体制の変更に伴う修正
		4. 放射性物質事故応急対策	4. 放射性物質事故応急対策	(市)	災害応急体制の変更に伴う修正
		5. 放射性物質事故復旧計画	5. 放射性物質事故復旧計画	(市)	担当部署の修正

令和6年度白井市防災会議 議事概要

- 1 開催日時 令和7年2月6日（木） 午後3時から午後4時まで
- 2 開催場所 白井市役所東庁舎3階 会議室303・304
- 3 出席者 会長、委員25名、事務局5名 ※別紙出欠者一覧参照
- 4 傍聴者 なし
- 5 議題 (1) 白井市地域防災計画（令和6年度修正）（案）について
(2) その他

6 議 事

- (1) 白井市地域防災計画（令和6年度修正）（案）について

●説明

資料に基づき事務局より説明。

●決議結果

事務局提案の修正案に事前意見調査結果一覧（資料6）の修正内容及び下記質疑応答の修正内容を反映したのに対し議決を採った。

結果：賛成25名 反対0名 全員賛成により承認。

●質疑応答

No.	種別	ページ番号	意見	回答
1	修正	震-3-70	（委員） ○3. 電力施設 (1) 活動体制 要因→要員（2か所） 誤字だと思われるため、修正願う。	（事務局） 修正いたします。
2	修正	震-3-71	（委員） ○3. 電力施設 (5) その他の措置(イ) カスタマーセンター→コンタクトセンター 組織名称変更に伴い、修正願う。	（事務局） 修正いたします。
3	質問 意見	震-2-15	（委員） ○1. 出火防止 (カ) 感震ブレーカーの設置 具体的に設置を促進する施策を行うということか。若しくは広報紙等で啓発をするということか。 （委員） ○上記の質問の回答に対して 設置の啓発にとどまらず、促進が図られるよ	（事務局） 現状は広報しろいや自治会等を対象とした防災講話の中で啓発活動を行っている。

			うな施策を行ってもらいたい。 (会長) ○上記の意見に対して 普及について、今後は市の財政状況及び啓発 状況を見ながら、どのような支援を行うか検 討していきたい。	
4	修正	震-3-28	(委員) ○10. 自衛隊に対する災害派遣要請〈自衛隊 県内部隊連絡先〉表内 陸上自衛隊習志野 部隊名欄 <u>302</u> 第 1 空挺団本部→__ 第 1 空挺団本部 <u>302</u> 高射学校企画室→__ 高射学校企画室 不要だと思われるため、削除願う。	(事務局) 修正いたします。
5	追記	震-3-28	(委員) ○10. 自衛隊に対する災害派遣要請〈自衛隊 県内部隊連絡先〉表内 陸上自衛隊習志野 内線番号欄 <u>236</u> → <u>236 301 302</u> 電話につながりやすくするため、追記願う。	(事務局) 修正いたします。

(2) その他

●事務局から事務連絡

提出書類等の提出方法について、事務局から案内。

7 会議資料等

●事前送付物

①会議次第

②令和 6 年度白井市地域防災計画の修正に係る基本方針（資料 1）

③白井市地域防災計画（令和 6 年度修正）（案）の概要（資料 2）

④白井市地域防災計画（令和 6 年度修正）（案）修正内容一覧（資料 3）

⑤白井市地域防災計画（令和 6 年度修正）（案）本編（資料 4）

●当日配布資料

①委員名簿

②出欠者一覧

③座席表

④白井市地域防災計画の見方（資料 5）

⑤令和 6 年度白井市防災会議 事前意見調査結果一覧（資料 6）